

## ○網走市障がい福祉従事者介護職員初任者研修支援事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、障がい福祉従事者の確保及び資質向上を図るため、介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）の受講に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、網走市補助金等交付規則(昭和57年規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 事業者

市内で次に掲げるサービスのいずれかを提供する法人をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス

イ 法第77条に基づき実施する地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援

#### (2) 初任者研修

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程、並びに、北海道の取扱いを定める居宅介護職員初任者研修等実施要綱に規定する居宅介護職員初任者研修課程及び障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係るものをいう。

#### (3) 従事者

事業者には雇用されている職員をいう。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象者、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助金の交付の条件は、別表のとおりとする。ただし、他より受けている補助額及び助成額を補助対象経費から除く。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は対象者が行うものとし、交付申請書及びその添付書類の様式は、介護職員初任者研修支援事業補助金交付申請書（第1号様式）又は介護職員初任者研修支援事業補助金交付申請書（第2号様式）のとおりとする。

2 前項の申請書は、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

### (補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付決定を規則第16条に規定する額の確定と併せて行

い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第15条の規定による実績報告は、第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(補助金の支払方法)

第7条 市長は、第5条に定める補助金の額を確定した後に、その補助金を申請者に対して支払うものとする。

2 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則に定める請求書を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

| 対象者 | 補助対象経費                                                                                                                   | 補助金の額                                                                                                                  | 交付の条件                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者 | 事業者が介護保険法施行令第3条第1項の規定に基づく介護職員初任者研修・生活援助従事者研修指定事業者、または、居宅介護職員初任者研修等実施要綱の規定に基づく居宅介護職員初任者研修・障害者居宅介護従業者基礎研修指定事業者に直接支払った受講経費。 | 従事者1人当たり<br>補助対象経費の実支出額の2分の1（ただし、他の助成を既に受けている場合は、その額を補助対象経費から控除する。また、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。）を上限とし、予算の範囲内で交付する。 | 次の各号のいずれにも該当する従事者であること。<br>（1）事業者が直接雇用契約を締結していること。<br>（2）市長が別に指定する期間中に初任者研修を終了し、研修機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。<br>（3）事業者が運営する市内の事業所に、障がい福祉従事者として就労しており、かつ、申請時においても就労が継続されていること。                              |
| 従事者 | 介護保険法施行令第3条第1項の規定に基づく介護職員初任者研修・生活援助従事者研修指定事業者、または、居宅介護職員初任者研修等実施要綱の規定に基づく居宅介護職員初任者研修・障害者居宅介護従業者基礎研修指定事業者に直接支払った受講経費。     | 補助対象経費の全額（ただし、他の助成を既に受けている場合は、その額を補助対象経費から控除する。）とし、予算の範囲内で交付する。                                                        | 次の各号のいずれにも該当する者であること。<br>（1）初任者研修開始時点において事業所で就労していない者。<br>（2）申請時点で障がい福祉従事者として市内の事業所で就労しており、その期間が3月を過ぎ、引き続き就労が見込まれる者。<br>（3）市長が別に指定する期間中に初任者研修を終了し、研修機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。<br>（4）市内に住所を有し、市税等の滞納がないもの。 |